

施設内外における事故・事件対応マニュアル

—施設・在宅等全事業所対象—

H26・7・1

<目的>

事故・事件に即座に対応できるよう、事故・事件対応マニュアルを策定し、速やかに対応できるようにする。

※施設内外事故・事件とは・・・災害、食中毒・感染症等、行方不明、交通事故等を除いたもので、施設で火災が発生した場合、介護中に利用者等が転倒してけがをした場合や死亡した場合、外出してけがをした場合、利用者間のトラブルにより、けが人が発生した場合などを想定しています。

具体的対応

◆事前体制

- ・利用者等の状況等を常時把握できる体制整備に努めること。
- ・事故・事件の発生時に、必要な情報が、職員及び利用等に迅速かつ的確に伝達できる体制を確立すること。
- ・警察署、消防署、医療機関等との連携を密にし、事故・事件発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立すること。
- ・日頃から、市町村及び地域住民等との連絡を密にし、利用者等の実態を認識してもらおうよう努めるとともに、事故・事件発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立すること。

<施設内外で事故・事件が発生した場合の対応>

